

計画的経営改善応援補助金

～新たな挑戦に踏み出す事業者を全力サポート～

県内事業者のみなさん

事業計画※を作成し、
生産性向上を目指しましょう！

※事業計画には、賃上げに向けた取組を反映していただきます。



補助対象者

広島県内の
中小・小規模事業者等

公募期間

2026.**4.1** (水) ~ **8.31** (月)

申請期間

2026.**5.11** (月) ~ **8.31** (月)

※予算上限に達し次第、受付を終了します。

補助対象期間

交付決定日~**2027.1.29** (金)

補助対象経費

- ①機械装置等費 (機械装置・ソフトウェア等)
- ②広報費
- ③展示会等出展費
- ④専門家謝金
- ⑤専門家旅費
- ⑥人材育成研修費 等

| 類型 | 一般型 | | 経営革新計画活用型 | |
|-------|------------------|-------|-----------|-------|
| | 通常枠 | デジタル枠 | 通常枠 | デジタル枠 |
| 補助率 | 2/3 (小規模事業者は3/4) | | | |
| 補助上限額 | 50万円 | 150万円 | 250万円 | 500万円 |

👉 「一般型」とは

…事業計画を作成し、経営改善に取り組むもの

👉 「経営革新計画活用型」とは

…広島県知事の承認を受けた経営革新計画に従い実施するもの
(過去に経営革新計画の承認を得たもの、今後変更承認を得るものを含む。)

👉 「通常枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当しない申請枠

👉 「デジタル枠」とは

…事業計画の内容が「デジタル活用」に該当する申請枠

※デジタル活用とは、デジタル技術の導入により業務プロセスの改善又は生産性向上を図る取組をいいます。

※一般型と経営革新計画活用型の重複申請はできません。

※1社につき、1申請までとします。

👉 申請フロー

青色：申請者

黄色：事務局

①事業計画を作成、書類提出

電子メール又は郵送にて申請

交付決定



随時申請・随時採択。予算上限に達し次第、受付を終了します。

②事業実施



交付決定日から**2027.1.29**までに事業が完了する必要があります。

③実績報告書を提出

完了審査（補助金の額の確定）

④請求書を提出

補助金交付

※補助金の支払は実績報告後となるため、それまでの間に資金が必要な場合は、広島県制度融資の活用もご検討ください。
【広島県制度融資のお問合せ先】
広島県経営革新課 082-513-3321

▼**広島県制度融資情報はコチラ**▼



【補助金に関するお問合せ先（事務局）】

広島県中小企業団体中央会

「中小・小規模事業者等の計画的経営改善応援補助金事務局」

TEL 082-228-0926

(平日9時～12時・13時～17時(土日祝除く))

※5月以降は、補助金専用事務局開設予定のため、お問合せ先が変更となります。

▼補助金の詳細はコチラ▼

